



地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等の取扱いに関する行動規範

平成29年11月1日制定

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「当機構」という。）は、公的研究費等（注）の使用にかかる公正性を確保するため、行動規範を次のとおり定める。

当機構の職員その他当機構の公的研究費等の管理・運営に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費等が当機構の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係法令等及び当機構の諸規定並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等及び当機構の諸規定等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費等とは、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人並びに地方公共団体等の公的機関から配分される競争的研究資金のほか、基金、寄付金・助成金、補助金、委託料、運営費交付金等を財源として当機構で取り扱うすべての研究費をいう。